

# 国籍証明書の交付申請

小型船舶の登録等に関する法律第 25 条

(総トン数 20 未満の日本船舶)

## 【申請対象者】

日本船舶である小型船舶の所有者(又は代理人)

## 【提出時期】

日本船舶である小型船舶を国際航海に従事させようとするとき

## 【申請書様式】

国籍証明書交付申請書〔様式第 21 号(第 40 条関係)〕

## 【添付書類】

- ・ 申請書に記載された船名が船体に標示されていることを確認できる写真等
- ・ 証書等の受領に関する情報〔添付様式第 4 号〕
- ・ 書換えの申請の場合にあっては、既に交付を受けている有効な国籍証明書(電子で交付を受けている場合は写し)

《船舶所有者が個人の場合》

- ・ 住民票の写し(3ヶ月以内のもの)

《船舶所有者が株式会社又は有限会社の場合》

- ・ 商業登記簿謄本(3ヶ月以内のもの)
- ・ 業務を執行する役員の3分の2以上(代表者は全員)の住民票の写し(3ヶ月以内のもの)

## 【手数料】

- ・ 国籍証明書の交付手数料(小型船舶登録規則第 47 条)

3,250 円

※所定の様式〔第 26 号様式〕(第 47 条関係)に収入印紙を貼付

## 【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(事務所)

## ※備考

交付又は前回検認を受けた日から起算して 6 年を経過する日までに検認を受けなかった場合は効力を失い、返納する必要があります。

記載事項に変更があった場合は書換、滅失等による再交付の手続きもあります。検認、書換、再交付にかかる申請手続き等についてはお問い合わせください。